

西九州大学研究費不正使用防止規程

(平成19年11月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）における競争的資金等及び本学に配分された研究費（以下「研究費」という。）に関し、不正使用の防止について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教育職員」とは、学校法人永原学園教職員就業規則（昭和50年2月15日制定）第3条に定める者をいう。

(教育職員の責務)

第3条 教育職員は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金等によるものであり、本学による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、研究費の管理・運営についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第6条に定める部局等責任者が責任を持って研究費の管理・運営が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、研究費の統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の管理・運営全体を統括し、必要に応じ改善措置を指示するものとする。

(部局等責任者)

第6条 本学に、研究費の部局等における責任者（以下「部局等責任者」という。）を置き、各学部学科長及び研究科長をもって充てる。

2 部局等責任者は、研究費の管理・運営に当たるものとする。

(教育職員の意識向上)

第7条 最高管理責任者は、教育職員に対して、研究費の不正使用の防止について意識向上を図るため、研修その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画の策定)

第8条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応する不正防止計画を策定するものとする。

(研究費不正防止委員会の設置)

第9条 最高管理責任者は、不正防止計画を推進するため、研究費不正防止委員会を設置するものとする。

2. 前項の研究費不正防止委員会は、本学全体の実態を把握・検証し、総務課及び関係部署等と連携して、不正発生要因に対する改善策を講ずるものとする。

(窓口の設置)

第10条 最高管理責任者は、研究費の不正使用に関し、本学内外からの通報及び相談を受ける窓口を設置するものとする。

(不正防止の取組の公表)

第11条 最高管理責任者は、研究費の不正への取組に関する本学の方針等を具体的に及び意思決定手続「研究費不正防止計画運用ガイドライン」を外部に公表するものとする。

(監視体制)

第12条 最高管理責任者は、研究費の適正な管理・運営のため監視体制を整備するものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月24日一部改正)

この規定は、平成21年9月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。